

# 仮置場について

令和3年12月17日



環境省近畿地方環境事務所 資源循環課







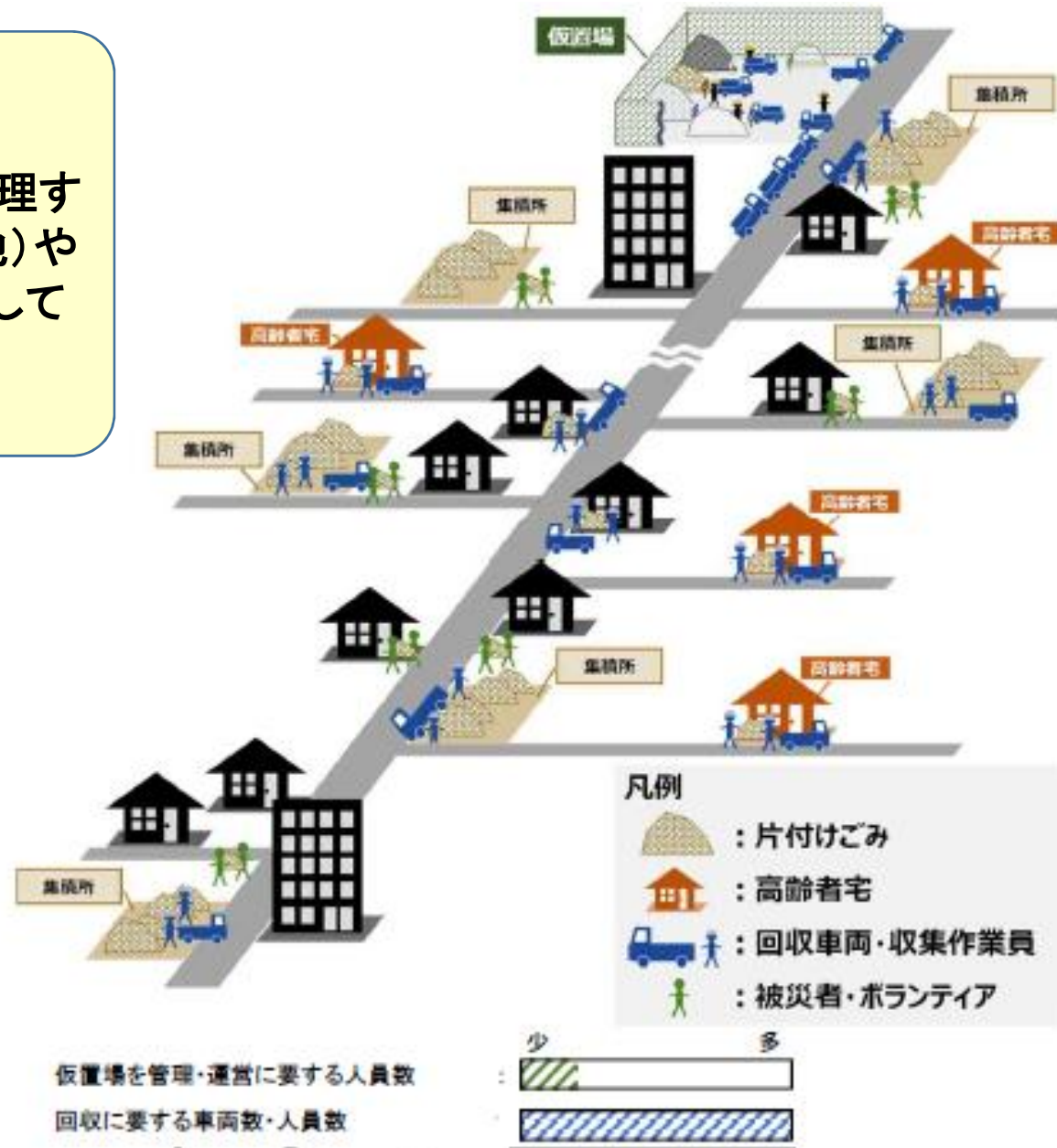


# 片付けごみ 被災地域から一次仮置場への流れ

## 【事例】

町会・自治会が設置・管理する集積所(公園等の空地)や自宅の敷地内外に排出してもらい回収する方法

この事例以外にも、地域にあった回収方法があると思います。



# 仮置場等の適切な設置、運用により、迅速な災害廃棄物処理が可能に

## 一次仮置場の事例



出典元：廃棄物資源循環学会九州支部

## 仮置場等の選定にあたっての注意事項

### 【参考】 災害廃棄物対策指針 技術資料

- ・所有者（公有地である。民有地の場合、地権者の数が少ない。）
- ・生活環境への影響が少ない。
- ・周辺の土地利用（周辺が住宅地ではない。周辺に病院、福祉施設、学校等がないなど。）
- ・土地利用の規制がない。
- ・土地の形状（起伏のない平坦地である。変則形状の土地ではない。）
- ・土地の基盤整備の状況（地盤が硬い。アスファルト敷きである。暗きょ排水管が存在していない。）
- ・設備（消火用の水が確保できる。電力が確保できる。）
- ・面積が十分にある。
- ・道路幅（大型車両が幹線道路等から仮置場まで通行できる道路幅（片側一車線以上）である。）
- ・輸送ルート（高速道路のインターチェンジから近い。緊急輸送路に近い。鉄道貨物駅、港湾が近くにある。）
- ・被災考慮（各種災害（津波、洪水、土石流等）のハザードエリアではない。）
- ・立地条件（河川敷ではない。）
- ・被災地との距離（被災地の近くにある。）
- ・仮置場の配置（仮置場の偏在が避けられ、分散して配置できる。）
- ・地域防災計画での位置付け（地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。）



